



編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

労政ニュース

会社・お店の
＜福利厚生＞は
『ゆとりと共済』に
ゆとりと共済事務局
TEL 06-4309-2315

◆事業主の皆さまへ ～令和4年4月1日から3段階で施行～

『育児・介護休業法』改正ポイントのご案内 (1～4は全事業所対象)

1. 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化 ※複数の措置を講じることが望ましいです。

●育児休業を取得しやすい雇用環境の整備 ※事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

『育児休業・産後パパ育休に関する』①研修の実施 ②相談体制の整備(相談窓口設置)

③『自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供』

④『自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知』

●妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

◆周知事項：①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先

③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

◆個別周知・意向確認の方法：①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

2. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 就業規則等を見直しましょう

現行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和5年4月1日施行

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)
- ※育児休業給付についても同様に緩和

3. 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設 (R4.10.1～) 育休とは別に取得可能等

4. 育児休業の分割取得 (R4.10.1～) 分割し2回取得可能、育休開始日を柔軟化、再取得可能等

※3. 4. 共に就業規則等を見直しましょう

5. 育児休業取得状況の公表の義務化 令和5年4月1日施行 育休とは別に取得可能等

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください☆

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

厚生労働省 HP
育児・介護休業法
2次元バーコード



◆お問合せ◆ 大阪労働局雇用環境・均等部指導課 06-6941-8940